中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中長期計画に定めた項目

一　中長期目標の期間における業務の実績（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）
　イ　中長期目標及び中長期計画の実施状況
　ロ　当該期間における業務運営の状況
　ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。）
　ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報
二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）
　イ　評定及び当該評定を付した理由
　ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
　ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　研究所は、前項に規定する報告書を国土交通大臣及び農林水産大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第六条　研究所に係る通則法第三十五条の六第四項の報告書には、同条第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この条において単に「期間」という。）に係る年度計画に定めた項目のうち当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　期間における業務の実績（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）
　イ　期間における中長期計画及び年度計画の実施状況
　ロ　期間における業務運営の状況
　ハ　当該項目に係る指標及び期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。）
　ニ　期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報
二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果
　イ　評定及び当該評定を付した理由
　ロ　業務運営上の課題が検出された場合には当該課題及び当該課題に対する改善方策
　ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　研究所は、前項に規定する報告書を国土交通大臣及び農林水産大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第七条を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績報告書に係る経過措置）

2　改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第三十五条の四第一項の中長期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の国立研究開発法人土木研究所の業務運営に関する省令第五条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「当該事業年度における業務の実績（当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。）と、「第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」と、「期間における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「期間における業務の実績（当該項目が旧通則法」とする。

○経済産業省令第二十三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十九号中「第十八号」を「第十九号」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号中「第十五号、第十六号及び第十八号」を「第十五号から第十七号まで及び第十九号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「第十五号」を「前号」に改め、「いう。）を除く。）」を「いう。）を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの

第六条第一項第三号イ中「当該回避措置を講じたこと」を「、当該回避措置を講じたこと」に改める。

第六条第三項二中「第十九号」を「第二十号」に改める。

様式第一注三及び様式第三注八中「M：バイオマス発電設備（メタン発酵ガス）、」の次に「I：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、２０００ｋＷ未満）、」を加え、「N：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼）」を「N：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、２０００ｋＷ以上）」に改める。

様式第七中太陽光発電設備用（１０ｋＷ未満）の様式、太陽光発電設備用（１０ｋＷ以上）の様式、風力発電設備用の様式及びバイオマス発電（メタン発酵ガス化発電）設備用の様式を次のように改める。